後期高齢者と前期高齢者

後期高齢者と前期高齢者

75歳以上の人を後期高齢者、65歳～74歳の人を前期高齢者と呼びます。
日本の人口の約3割が、65歳以上の高齢者になります。

現在の「後期高齢者医療制度」は、平成20(2008)年4月に新設され、都道府県ごとに全市区町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」によって運営されます。この制度は、75歳以上及び一定の障害がある65歳以上の方が加入する独立した医療保険制度です。

財源は、公費(国、都道府県、市区町村)が50%、加入者である後期高齢者の保険料として、10%、残り40%は、「後期高齢者支援金」と呼ぶ、健保組合などの被保険者が負担する保険料で賄われています。

後期高齢者医療制度に加入すると、健康保険被保険者(被扶養者)の資格がなくなります。

被保険者・被扶養者とも75歳に到達	どちらも、後期高齢者医療制度に加入します。
被保険者が75歳に到達 被扶養者が75歳未満	被保険者は、後期高齢者医療制度に加入。 被扶養者は、健康保険被扶養者の資格を喪失し、国民健康保険に入るか、他の家族の被扶養者となる手続きが必要です。
被保険者が75歳未満 被扶養者が75歳到達	被保険者は、健康保険被保険者を継続。 被扶養者は、健康保険被扶養者資格を喪失し、後期高齢者医療制度に加入。